

第4回あんジョイプラン11策定委員会

令和8年9月16日(水)
午後1時30分～3時30分
市役所本庁舎3階 第10会議室

1 会長挨拶

2 議題

(1)審議事項

あんジョイプラン11について(第1章～第5章)

(2)報告事項

第10期介護保険事業計画期間における保険料基準額の
推計状況について

3 顧問講評

4 その他



(1) 審議事項

あんジョイプラン11について(第1章～第5章)

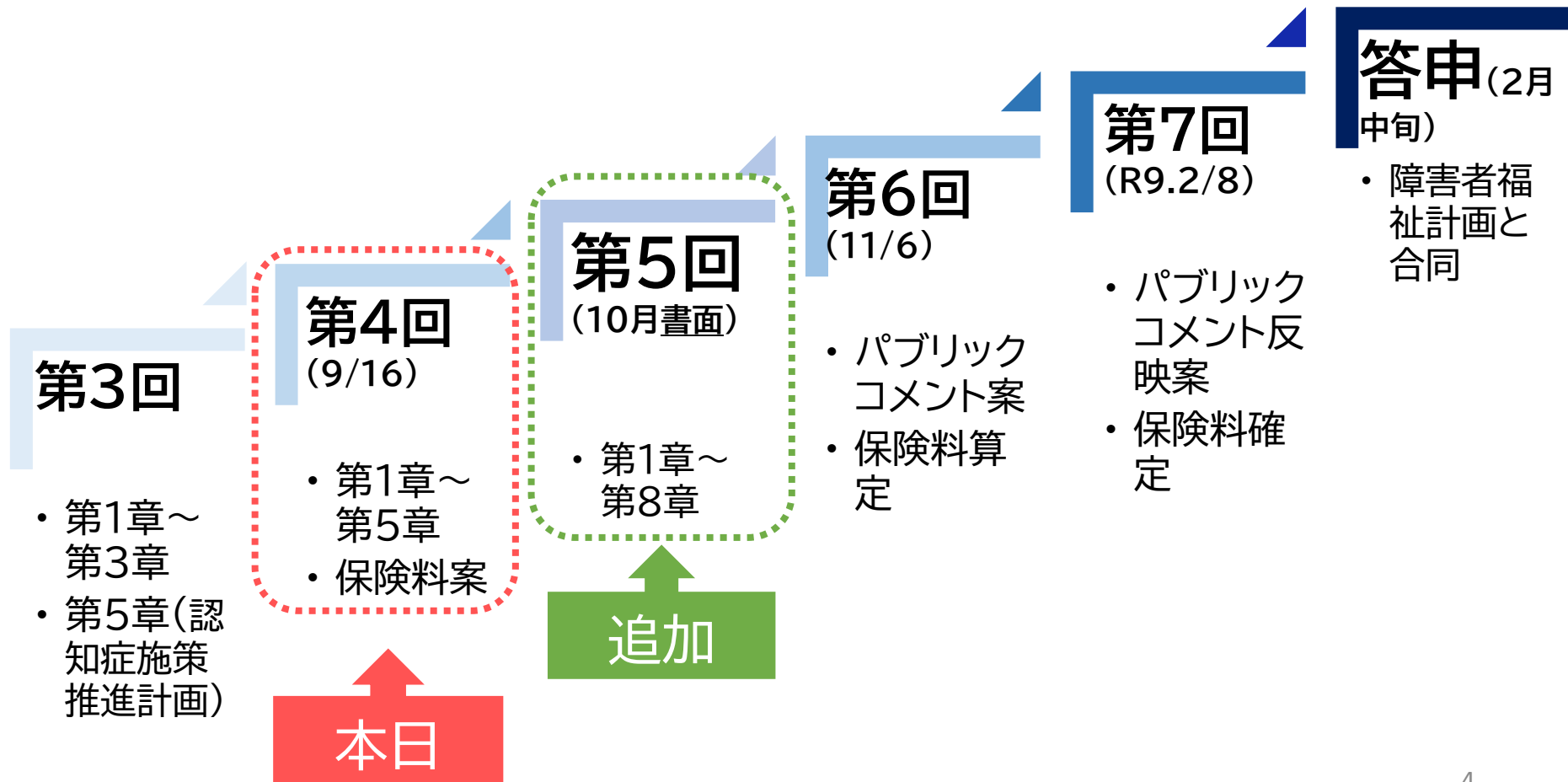


あんジョイプラン11

- 第1章 計画策定にあたって
- 第2章 高齢者を取り巻く状況
- 第3章 基本理念・基本目標
- 第4章 施策・個別事業
- 第5章 安城市認知症施策推進計画
- 第6章 介護保険事業の運営
- 第7章 施設整備計画
- 第8章 計画の推進
- 参考資料



策定委員会スケジュール(予定)



前回以降の変更点

- ✓ 基本目標1における施策順序の変更(P33)
- ✓ 施策の一部変更
- ✓ 第3章 計画の体系図の変更(P36)
- ✓ 重点施策の設定

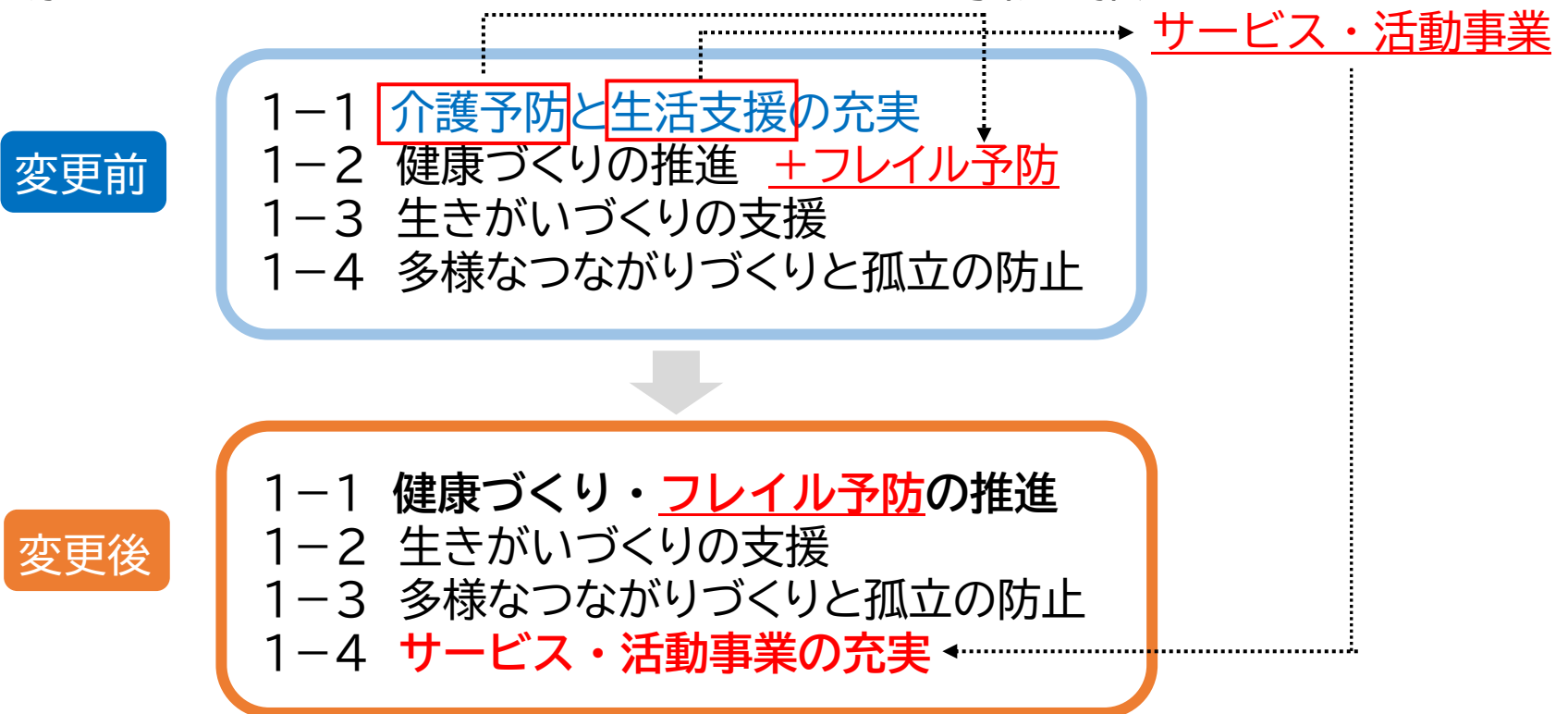


前回以降の変更点

✓ 基本目標1における施策順序の変更

第3章 基本理念・基本目標(P33)

(1) 健康・生きがい・つながりづくりによるフレイル予防の推進

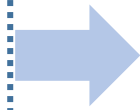


前回以降の変更点

✓ 施策の一部変更

➤ 基本目標1 健康・生きがい・つながりづくりによるフレイル予防の推進

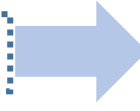
1-1 介護予防と生活支援の充実
1-2 健康づくりの推進
1-3 生きがいづくりの支援
1-4 多様なつながりづくりと孤立の防止



1-1 健康づくり・フレイル予防の推進
1-2 生きがいづくりの支援
1-3 多様なつながりづくりと孤立の防止
1-4 サービス・活動事業の充実

➤ 基本目標2 地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進

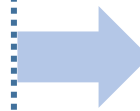
変更なし



変更なし

➤ 基本目標3 介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用

3-1 介護人材の確保・離職防止
3-2 的確で質の高いサービスの提供
3-3 介護保険事業の円滑な運営
3-4 保険者機能の強化
3-5 サービス利用者のマナーの向上



3-1 介護人材の確保・育成・定着
3-2 的確で質の高いサービスの提供
3-3 介護保険事業の円滑な運営
3-4 保険者機能の強化
3-5 安心して働ける環境づくり

7



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

前回以降の変更点

✓ 3 計画の体系図の変更(P36)

基本理念	基本目標	施策	個別事業	初期アウトカム	中間アウトカム	最終アウトカム
健康で、生きがい・ふれあい・安心を育むまち	健康・生きがい・フレイル予防の推進	1-1 健康づくり・フレイル予防の推進【重点】	施策ごとの個別事業は、第4章に掲載しています。	検討中		「健康で、生きがい・ふれあい・安心を育むまち」であると感じている人が多い
		1-2 生きがいづくりの支援				
		1-3 多様なつながりづくりと孤立の防止				
		1-4 サービス・活動事業の充実				
	地域でふれあい・まちづくりの推進	2-1 住民主体の地域福祉活動の支援				
		2-2 在宅生活への支援				
		2-3 認知症の人への理解の促進【重点】				
		2-4 認知症施策の推進				
		2-5 介護者に対する支援				
		2-6 医療と介護連携の推進				
		2-7 権利擁護等				
	介護保険サービスの円滑な運用の向上と	3-1 介護人材の確保・育成・定着【重点】				
		3-2 的確で質の高いサービスの提供【重点】				
		3-3 介護保険事業の円滑な運営				
		3-4 保険者機能の強化				
		3-5 安心して働ける環境づくり				

前回以降の変更点

✓ 重点施策の設定

基本目標1 健康・生きがい・つながりづくりによるフレイル予防の推進

1-1 健康づくり・フレイル予防の推進

1-2 生きがいづくりの支援

1-3 多様なつながりづくりと孤立の防止

1-4 サービス・活動事業の充実

基本目標2 地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進

2-1 住民主体の地域福祉活動の支援

2-2 在宅生活の支援

2-3 認知症の人への理解の促進

2-4 認知症施策の推進

2-5 介護者に対する支援

2-6 医療と介護連携の推進

2-7 権利擁護等

基本目標3 介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用

3-1 介護人材の確保・育成・定着

3-2 的確で質の高いサービスの提供

3-3 介護保険事業の円滑な運営

3-4 保険者機能の強化

3-5 安心して働ける環境づくり



✓ 介護保険事業計画の基本指針(案)公表

1. 概要

第10期計画(令和9～11年度)の基本的な考え方を示すもの。
2040年頃を見据え、介護と医療の複合ニーズ等に対応できる地域包括ケアシステムを深化・推進することが求められている。

2. 第10期計画の特に重要なポイント

- 中長期的視点も念頭に置いた計画策定
- 客観的なデータに基づく効果的・効率的な取組の推進
- 介護人材の確保・生産性向上
- 医療と介護の連携



- (1) 2040年を見据えたサービス量の推計と地域実態の把握
- (2) 地域包括ケアシステムの深化と在宅生活を支える体制の強化
- (3) 認知症施策と家族介護者支援の充実
- (4) ロジックモデルを活用したPDCAによる効果検証
- (5) 介護人材の確保・育成・定着
- (6) ICT活用等による生産性向上と業務負担の軽減
- (7) 住まい・医療・福祉など他分野施策との連携強化



◆ ロジックモデルとは

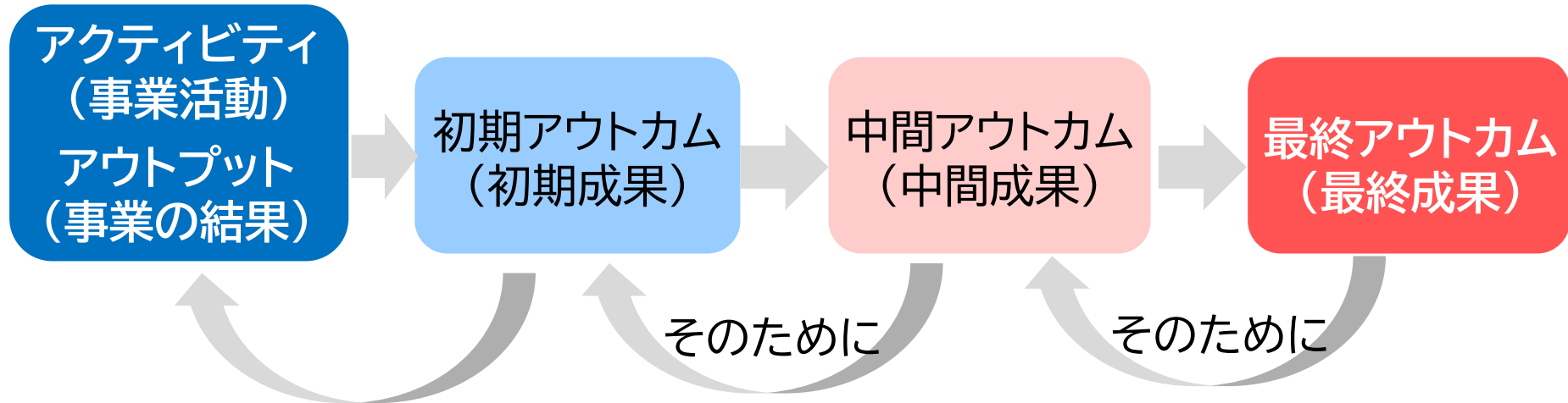
事業の立案や評価を行う際に、用いられる枠組み・考え方の一つ。

「こうしたら」(活動の結果＝アウトプット)



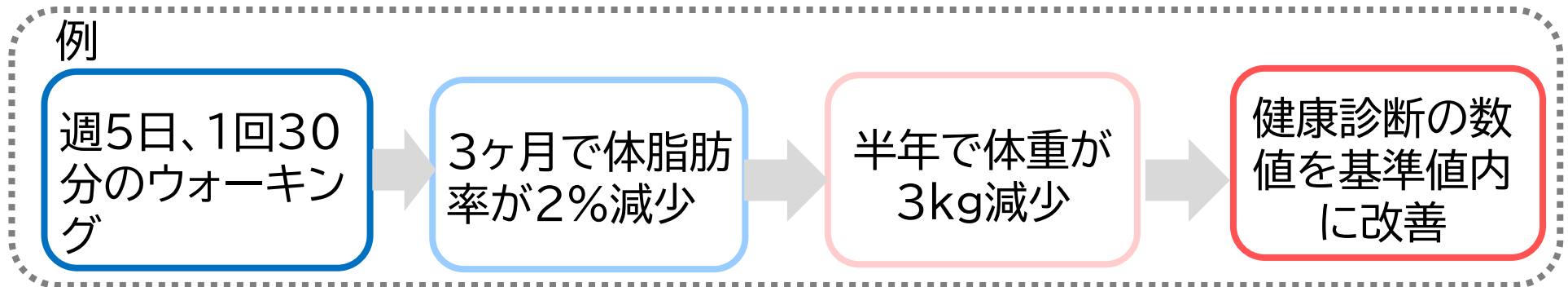
「こうなった」(結果から得た成果＝アウトカム)

施策や事業の活動(アウトプット)と、目指す成果(アウトカム)との因果関係を論理的に体系化して示した論理構成図を指します。



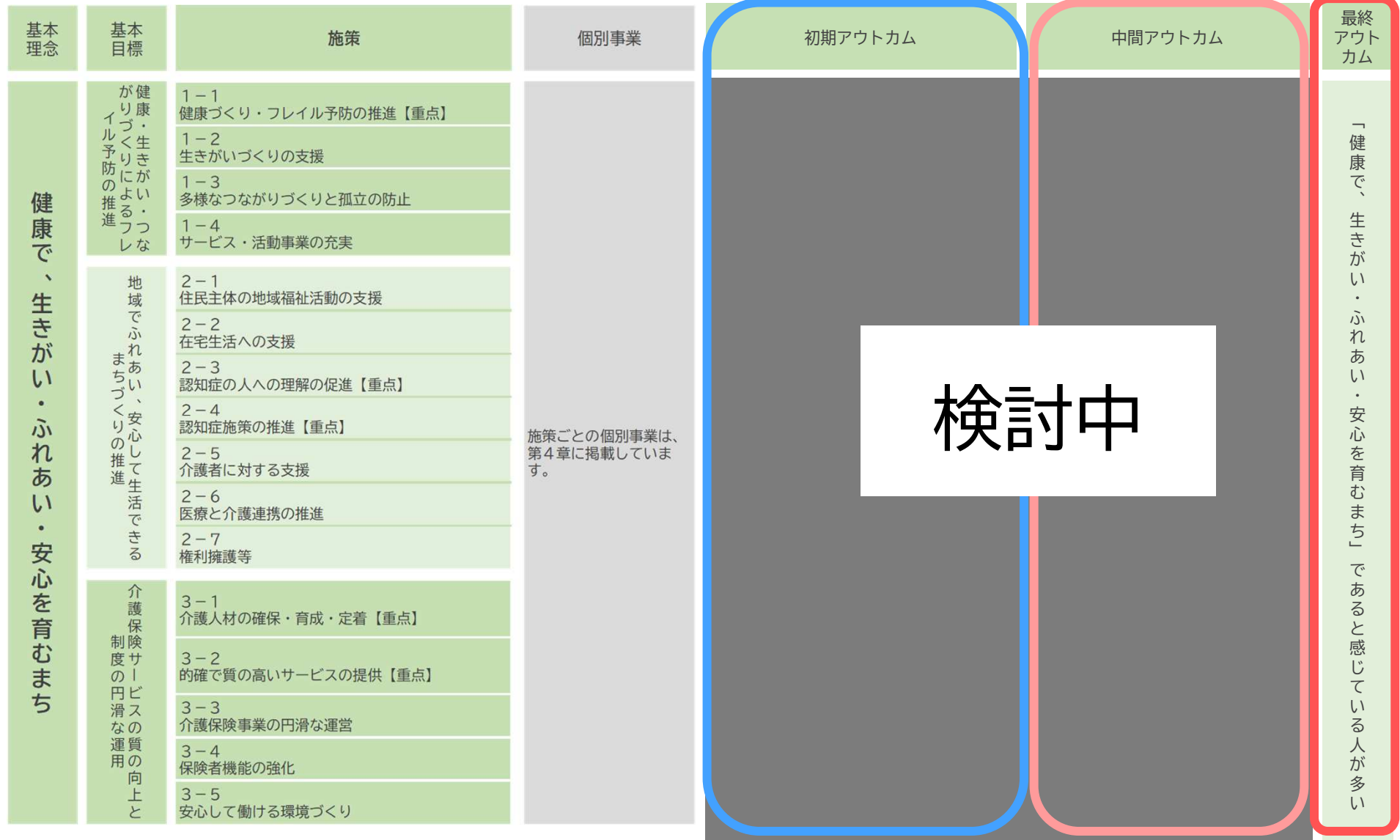
ロジックモデルの作成には、目的を意識しながら手段を考えます。

例



第3章 基本理念・基本目標

3 計画の体系(P36)



個別事業について

施策	個別事業	活動指標	初期アウトカム	初期アウトカム指標
1-1 健康づくり・フレイル予防の推進	後期高齢者医療健康診査・特定健康診査	・後期高齢者医療健康診査実施率（％）	検討中	
	健康相談	・相談人数（人）		
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	★検討中		
	介護予防把握事業			
	介護予防普及啓発事業			
	地域介護予防活動支援事業	★検討中		
1-2 生きがいづくりの支援	地域リハビリテーション活動支援事業	・地域リハビリテーション活動支援事業実施数（回）		
	老人クラブへの支援	・老人クラブへの新規加入者数（人）		
	路線バス補助事業			
	あんくるバス運行事業	・あんくるバス後期高齢者月平均利用者数（人）		
	あんくるバス無料乗車証配布事業			
	シルバー人材センターの支援・雇用の場の確保	・シルバー人材センター登録会員数（人）		
	高齢者教室の開催	・高齢者教室の参加者数（人）		
	シルバーカレッジの開催	・シルバーカレッジの参加者数（人）		
	地域における高齢者スポーツの推進	・高齢者向けスクールの参加者数（人）		
	「農」のある暮らしの促進			
	福祉センター講座の開催	・福祉センター講座数（講座） ・福祉センター講座受講者数（人）		
	ボランティアセンター事業	・登録者数（人数） ・登録団体数（団体）		
	（仮称）多世代との交流			
1-3 多様なつながりづくりと孤立の防止	市民活動センター事業			
	福祉センターサロンの開催	・福祉センターサロン数（サロン） ・福祉センターサロン参加者数（人）		
	スマホ講座の開催等やスマホ活用ガイドブックによるデジタル活用支援の実施	・スマホ講座の延受講者数（人） ・スマホ相談会の延相談者数（人）		
	高齢者補聴器購入費助成事業	・補助人数（人）		
1-4 サービス・活動事業の充実	訪問型サービス事業			
	通所型サービス事業			
	短期集中型介護予防サービス	・短期集中型介護予防サービス利用者実人数（人）		
	介護予防ケアマネジメント	★検討中		
	地域ケア会議			
	生活支援サービスの体制整備	★検討中		
	あんジョイ生活サポーターの養成			

検討中



個別事業について

基本目標1 健康・生きがい・つながりづくりによるフレイル予防の推進

- 1-2 生きがいづくりの支援
 - 1-2-12 (仮称)多世代との交流
- 1-3 多様なつながりづくりと孤立の防止
 - 1-3-4 高齢者補聴器購入費助成事業

基本目標2 地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進

- 2-1 住民主体の地域福祉活動の支援
 - 2-1-7 移動支援活動用車両の貸出
- 2-2 在宅生活の支援
 - 2-2-19 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に基づく取組の推進
 - 2-2-26 あんしんふれあい収集事業
- 2-3 認知症の人への理解の促進
 - 2-3-4 思いやり企業登録事業

16



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

基本目標3 介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用

3-1 介護人材の確保・育成・定着

3-1-5 介護現場の生産性向上

3-2 的確で質の高いサービスの提供

3-2-5 デジタル活用による介護保険事務の効率化

3-5 安心して働ける環境づくり

3-5-2 (仮称)カスタマーハラスメントへの適切な対応促進

3-5-3 (仮称)ケアマネジャーの活動しやすい環境づくり



(2) 報告事項

第10期介護保険事業計画期間における 保険料基準額の推計状況について



(2) 報告事項 第10期介護保険事業計画期間における保険料基準額の推計状況について

《介護保険料の算定の流れ》

① 将来人口推計をもとに「被保険者数」を推計し、高齢化や重度化予防の効果等を勘案して「認定者数」を推計します



② 認定者のうち「施設・居住系サービス」の利用人数を見込み、「受給率」を勘案しながら「在宅サービス利用者数」を推計します。



③ サービス種類ごとに1人1月あたりの利用回(日)数を推計し、平均利用単価を乗じて月あたりの給付費を推計します。これをベースに、第1号被保険者の保険料額を算出します。



「介護保険料基準額(月額)について」

第10期の推計結果

5,704円(暫定値)

8期(基準額)	9期(基準額)
5,290円	5,200円

※ 第9期の保険料(5,200円)から **504円(約10%)の引き上げ**となる見込み

保険料設定を弾力化した場合の保険料額の指標

	第10期	令和17年度	令和22年度	令和27年度
保険料基準額(月額)	5,704	7,070	7,074	7,084
準備基金取崩額の影響額	414	0	0	0
準備基金の残高(前年度末の見込額)	715,000,000	0	0	0
準備基金取崩額	715,000,000	0	0	0
準備基金取崩割合	100.0%	—	—	—
保険料基準額の伸び率(%) (対9期保険料)	9.7%	35.9%	36.0%	36.2%

弾力化とは:自治体が独自の条例で設定する保険料段階や割合を用いて、
自治体が国の標準段階・標準乗率を踏まえ、条例で所得段階や乗率を独自に設定すること

20



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

「総給付費の増加傾向とその要因」

給付費見込額

	合計	第10期		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
標準給付費見込額	36,978,839,648	11,970,639,251	12,343,348,348	12,664,852,049
総給付費(財政影響額調整後)	35,656,979,000	11,541,338,000	11,902,684,000	12,212,957,000
総給付費	35,656,979,000	11,541,338,000	11,902,684,000	12,212,957,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	400,927,786	130,262,246	133,660,867	137,004,673
特定入所者介護サービス費等給付額	400,927,786	130,262,246	133,660,867	137,004,673
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	769,357,176	249,965,696	256,487,455	262,904,025
高額介護サービス費等給付額	769,357,176	249,965,696	256,487,455	262,904,025
高額医療合算介護サービス費等給付額	130,278,086	42,178,109	43,418,118	44,681,859
算定対象審査支払手数料	21,297,600	6,895,200	7,097,908	7,304,492
審査支払手数料一件あたり単価		34	34	34
審査支払手数料支払件数	626,400	202,800	208,762	214,838
地域支援事業費	2,222,374,209	727,805,688	740,984,020	753,584,501
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,258,030,168	409,439,972	419,482,175	429,108,021
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	676,273,505	222,342,204	225,478,333	228,452,968
包括的支援事業(社会保障充実分)	288,070,536	96,023,512	96,023,512	96,023,512
特定地域居宅サービス等事業	0	0	0	0
介護情報利活用事業	0	0	0	0

被保険者数(年度別)

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総数	109,195	109,551	109,804
第1号被保険者数	42,680	43,282	43,853
第2号被保険者数	66,515	66,269	65,951

要介護(支援)認定者数

	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総数	7,129	7,315	7,498
要支援1	1,249	1,285	1,321
要支援2	1,192	1,222	1,248
要介護1	1,347	1,386	1,429
要介護2	975	995	1,019
要介護3	778	799	820
要介護4	1,058	1,093	1,118
要介護5	530	535	543



《今後の国の方針反映と保険料額の精査について》

現在提示している保険料基準額（月額5,704円）は、現行の法令及び制度上の前提に基づいた**暫定的な推計値**です。本計画と保険料額の確定に向けては、今後厚生労働省から示される次期制度改正の詳報を反映させ、推計の精度を一層高める必要があります。そのため、以下の項目について国の基準が確定し次第、速やかに当市の推計額を再精査し、最終的な保険料額を決定する方針です。

【保険料額に影響を与える主な要素】

•介護報酬及び制度基準の改定

厚生労働省による次期介護報酬改定、地域区分（人件費等の地域格差）の見直しが給付費単価に与える影響を精査し、適正な保険料設定に反映させます。

•標準所得段階の区分改正

国の標準所得段階設定の変更内容を確認し、当市における被保険者の所得分布及び所得段階ごとの被保険者数（構成割合）に基づき、段階別の保険料配分を再計算します。

•地域支援事業の取扱い

（介護情報利活用事業及び特定地域居宅サービス等事業の精査）

介護情報の電子化・共有により連携と質向上を目指す「介護情報利活用事業」について、令和8年度は国の補助により市負担はありませんが、9年度以降の取扱いや負担額は国が検討中です。特定地域でのサービス供給を維持する「特定地域居宅サービス等事業」と合わせ、国の基準や算定ルールが確定次第、当市財政への影響を再評価し、第10期計画案へ適正に反映させます。

